

新潟市水道局工事検査の区分基準

(目的)

第1条 この基準は、新潟市水道局請負工事における検査の区分を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査執行職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により契約の履行の確保及び給付に係る確認を行うため必要な検査を担当する技術管理室長をいう。

(2) 検査主幹 契約の履行確保のための必要な監督等及び検査執行職員が行う検査事項のうち別に定める検査事項を担当する課長（工事事務所長を含む。以下同じ。）をいう。

(検査執行職員及び検査主幹が行う検査)

第3条 前条第1号に規定する検査執行職員が行う検査は、新潟市水道局総務部経理課契約係において契約手続きを行った工事とする。

2 前条第2号に規定する検査主幹が行う検査は、前項に規定しない工事とする。

(指定検査員が行う検査)

第4条 新潟市水道局請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第4条第2号で定める指定検査員が行う検査は、次に掲げるとおりとする。

(1) 年度末等で、工事検査が過度に集中する時期に検査が予定されている工事

(2) 金額にかかわらず、突発事故による復旧工事（緊急工事）及び連合給水管工事

(3) 工事事務所等が発注する給水管布設工事単価表を使用する共用埋設工事

(4) その他技術管理室長が認めた工事

(指定検査員の選定方法)

第5条 検査執行職員は、検査要綱第4条第2号の規定による指定検査員を指定する場合、

検査要綱第9条第2項に規定する工事検査依頼書により、課長に指定検査員の選定を依頼するものとする。

2 指定検査員の選定を依頼された課長は、所属する職員の中から検査員を指定するものとする。

3 検査執行職員は指定検査員の選定にあたり、指定検査員の選定を依頼する課（工事事務所を含む。）と工事担当課（工事事務所を含む。）が重複しないように配慮するものとする。

4 検査執行職員は工事検査が多数の場合、工事検査一覧表を添付し、一括課長に依頼できるものとする。

（結果の報告）

第6条 検査執行職員は、工事名、検査実施日、検査員名等を記入した検査命令簿を、年度末に当該年度分をまとめて作成し、自ら捺印すると共に各検査員から確認印を押してもらい、技術管理室で保管するものとする。

2 前項における検査命令簿の命令者は、検査執行職員とする。

附 則

この基準は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。